

とらえ、資産のもたらすレントの社会的配分を要請する彼の思想<sup>4</sup>は、歴史的に取得し交換された権原(entitlement)に絶対的優位を与える、従来のリバタリアンの射程をはるかに越えている<sup>5</sup>。さらに、基本所得の平等な給付を通じて、「労働力以外に売り物のない個人が無理に働く状況を改め、他者への寄生を一部の富裕層ではなくすべての個人に容認」(Van Parijs, 2006, p.19)しようという彼の発想は、資本主義はもちろんのこと、狭義の社会主義の論理をも超える可能性を秘めている。

だが、その一方で、ヴァン・パレースの議論は、その具体的な立論において、自由な競争市場の論理に深くコミットしている点に特徴がある。その特徴は、「実質的自由」の実質的な内容(ベーシックインカム給付水準)の決定を、——「ベーシックインカムの最大化」という基準を設けつつも——最終的には、市場メカニズムに委ねてしまう点にあらわれる<sup>6</sup>。また、より本質的には、市場的评价——私的利益を追求する個々人の集会的需給バランスとして実現する評価であり、競争均衡価格として結実する——を超えた外的評価(市場の外に立つ倫理的視点)の導入を、最小限に留めようとする点にあらわれる<sup>7</sup>。

これらの点は、同じく「実質的自由」の保障を主唱しながらも——その意味では非常に多くの共通点をもつもの——、「実質的自由」の内容を直接的に評価する外的視点の必要性を説き、外的(倫理的)視点を導入するための具体的枠組みを提示したアマルティア・センの潜在能力理論とはあきらかに異なっている。また、「実質的自由」の保障を図る格差原理を実現するにあたって、市場メカニズムの論理とは明確に異なる論理を——明示的ではないにせよ——想定していたジョン・ロールズの議論とも異なっている。

むしろ、方法的には、外的(倫理的)視点の導入を拒否し、もっぱら理論の内的整合化に努める新古典派経済学の枠組みと近似する。そこに、彼のいうリアル・リバタリアンのもう一つの特徴があるとしたら、両者の関係はきわめて興味深い。

本稿の目的は、フィリップ・ヴァン・パレース、ジョン・ロールズ、アマルティア・センの議論の比較を通じて、「実質的自由」を、実質的に保障するうえで留意すべき方法的問題を考察することにある。その最終的な目標は、すべての人に豊かな「実質的自由」——市場外の視点で評価された——を保障する一方で、すべての人によってその実現が支えら

---

<sup>4</sup> Van Parijs(1995), 第5章, 5.2節参照のこと。ギフトに関するこの考え方は、2006年7月7日のワークショップでの討議の中でも強調された。

<sup>5</sup> ロバート・ノージックらに代表される。Nozick(1974)参照のこと。

<sup>6</sup> より正確には「最大限可能な機会の保障」、「機会集合のレキシミン配分」と記述される。ヴァン・パレースによれば、通常、「機会集合」は、個人の内的賦与と外的資源、当該社会の生産技術などから構成されるが、個人間の才能やスキルの相違が問題にならないような状況では、もっぱら競争均衡価格で定義される予算集合を意味することになる。Van Parijs ((1995))第2章2.6節参照のこと。

<sup>7</sup> 本稿では詳細を省くが、後述する「優越なき多様性基準」の適用において、ヴァン・パレースは、個々人が表明する羨望あるいは無羨望の情報を手放して採用するのではなく、一定の観点から選別される可能性をわずかに想定している。Van Parijs ((1995))第3章3.6節参照のこと。

れるような仕組みを探ること、さらには、そのような仕組みを構想できるような経済学の方法を探求することにある。以下に、本稿の問題関心を簡単に記そう。

ベーシックインカム構想と戦後日本の生活保護制度との間には共通点が多い。日本の生活保護制度は、その目的を、「健康で文化的な最低限の生活水準の維持」と「自立の助長」におき、次の3つを基本原理とする。①「無差別平等原理」(生活保護法、第2条)、すなわち、すべての個人は等しく基本的な福祉を保障される。②「必要即応原理」(生活保護法、第1,9条)、すなわち、貢献あるいは功績ではなく、必要に応じて給付がなされる。③「補足性原理」(生活保護法、第4条)、すなわち、本制度に先立って、市場その他の社会保障制度と私的能力の優先的な活用が要請される。

生活保護制度の実際の運用にあたっては、現金給付を通じて消費機会を実質的に保障することが焦点とされ、現在、国際的にも高い給付水準を実現するに至った。だが、その一方で捕捉率(受給条件をみたす人々の総数に占める受給者の割合)がきわめて低い値に留められているという現状がある。所得不足の状態にありながら、制度には入らず、困難を抱えている人々が少なくない。

この日本の生活保護制度が次の諸点で改変されるとしたら、それはベーシックインカムにかぎりなく収斂するだろう。すなわち、①ミーンズテストや就労義務の賦課などを通じた補足性原理の厳格な適用を緩め、②給付単位を世帯から個人に変え、③「困窮者」のみではなく、すべての個人を支給対象とする。ただし、困窮していない人々には、自分たちへの給付分をも含めて、より多くの課税がなされることになる。

以上の改変のうち、①と③については注記が必要だろう。一般に、ベーシックインカムの議論では、無差別性と無条件性が強調される。給付の側面に限るなら、その議論は正しい。だが、次節で詳述するように、抛出の側面をも含めてトータルに見た場合、それはすべての人々を無差別に扱うわけではないことはあきらかだ。ある人々はプラスの税の支払いを要求されるのに対し、ある人々は給付を受け取るだけである。また、ベーシックインカム構想は、市場その他での私的能力の活用を人々に要請しないわけではないこともあきらかだ。基本所得を上回る所得を稼得する(それに相応する財やサービスを生産する)個人がいてはじめて、稼得所得のない(生産しない)個人もまた基本所得を得ることができる仕組みだからである。したがって、ベーシックインカム構想においても、市場その他で人々が私的能力を活用することが、制度の存立・維持を支える基本的条件とされているというべきだろう。

このようなベーシックインカム制度への移行が、捕捉率の大幅なアップをもたらすことはまちがいない。だが、現在達成している給付水準を保ったまま、これらの改変に着手することは容易ではないだろう。歴史的には、日本の生活保護制度は、給付水準のアップとひきかえに、ミーンズテストが強化され、結果的に捕捉率を低下させようとする傾向にあった。所得は本来的に連続的であるから、最低生活費を比較的高水準に設定するとしたら、

受給者と非受給者との距離は縮まる。生活が苦しいときは受給し、生活に余裕ができれば拋出する、両者の相違がただそれだけであったとしたら、制度への出入りもよりスムーズであったはずだ。

ところが、実際には、ミーンズ(資産)の厳格な制限や労働能力の活用、さらには、「ぜいたく品」とみなされた財やサービスに関する社会的抑制などが、両者をきびしく分かつ壁となってきた。それは、生活保護制度への流入をせき止め、財政コストを抑制する防壁として容認されてきた感がある。

それに対して、昨今、規制緩和の流れを受けて、これまでとは違った改変論議が湧き起こってきた。自由な競争原理、自由な参入・退出を旨とする経済学者の見地からは、ミーンズテストや就労義務の賦課などの外的規制は受け入れがたい。彼らは、法的・社会的・道徳的な規制にいっさい頼ることなく、個々人が、私的利益の拡大を図って「自発的に」制度から退出する仕組み、「自発的に」制度に入ろうとはしない仕組みを考案しようとする<sup>8</sup>。

その際にモデルとされたのが、M.フリードマンらによって提唱された「負の所得税(negative income tax: NIT)」構想——すべての稼得区間にわたって同率の比例税を課す。ただし、稼得所得が一定額を下回る場合には、負の課税(正の給付)をなす——である<sup>9</sup>。理論的には、その構想はさまざまなヴァリエーションを可能とするものの、彼らが注目したのは、低い給付水準から出発して低い課税率を保つタイプの制度である。

ミーンズテストや就労要件の強化など外的規制を緩和したいのであれば、現行の日本の生活保護制度の「高すぎる」給付水準を下げるしかない、と彼らは主張する。ただし、彼らの「高すぎる」という判断は、給付者自身が享受する「実質的自由」の観点からなされたものではなく、もっぱら就労インセンティブの観点からなされている点に、留意が必要である。後述するように、新古典派経済学には、そもそも「実質的自由」の観点から給付水準の妥当性を問う枠組みは存在しない。彼らが立脚する就労インセンティブの観点は、この新古典派経済学の枠組みを一步たりとも越えるものではない。

はたして、「すべての人に実質的自由を」をスローガンとし、制約条件下でのベーシックインカムを最大化を要請するヴァン・パレーズの理論は、この議論に対抗できるのだろうか。次節の議論は、新古典派経済学の枠組みで定式化された場合には、それが困難となることを示している。

## 2. 公的扶助制度・負の所得税構想とベーシックインカム

<sup>8</sup> たとえば財務総合政策研究所編『我が国の経済格差とその政策対応に関する研究会』報告書、参照のこと。

<sup>9</sup> Friedman (1962), Tobin, (1968)などを参照のこと。

給付と課税の構造においては、ベーシックインカム構想は、「負の所得税(negative income tax: NIT)」の1つのヴァリエーションとして理解される<sup>10</sup>。その特徴は、給付と課税の差で求められる純課税を観察するとき、ある稼得所得額を境に、プラス課税者とマイナス課税者(受給のみの個人)が分かれるものの、所得額の量的な相違以外に両者を分断する壁がない点にある。個々人は、賃金率を所与として、自己の選好(所得と余暇に関する)に照らして最適な就労時間と事後所得——そして、自己の課税額(プラスあるいはマイナスの)——を自由に選ぶことができると仮定される。

だが、両者を分断する壁がないとしたら、次の問題が生じることになる。はたして、どうやったらプラスの課税サイドからマイナスの課税(受給のみ)サイドへの人々の移行を食い止めることができるのか、どうやったらマイナス課税総量(すなわち、給付総量)を補填するに十分なプラス課税総量を確保できるのか。負の所得税論者たちがおしなべて苦慮したのは、「就労インセンティブ問題」と呼ばれるこの問題だった。

新古典派経済学の理論に従えば、課税が個人の就労意欲に及ぼすルートは2つある。1つは、課税により賃金率が減少すると余暇の価格も下落するので、ひとは余暇の消費を増やすだろうという「代替効果」である。他の1つは課税により所得が減少すると、ひとは正常財である余暇の消費を減少させるだろうという「所得効果」である。最終的に、課税によって、人々の就労時間が減少するかどうかは、相反するこの2つの効果の合成結果に依存することになる。また、各効果のあらわれ方は、余暇と所得のうえに定義される個々人の効用関数の形状、とりわけ余暇と所得に対する個々人の相対評価に依存して異なることになる。したがって、個々人の効用関数に関する正確な情報なくして、一般に、課税が就労に及ぼす影響を予測することは、理論的にも、実証的にも困難である<sup>11</sup>。

ただし、個々人の効用関数が、通常、経済学で仮定される基本的性質を満たすとしたら、より低い課税率とより低い給付水準(最低保証水準)の組み合わせが推奨されることになる

---

<sup>10</sup> あらゆる負の所得税モデルは、次の3つのパラメーターによって定義される。稼得所得ゼロのときに給付される最低保証レベル  $G$  に稼得所得  $X$  を加算した総所得にかかる課税率  $t$ 、拠出—給付分岐点(給付資格を完全に失う所得水準)  $\bar{X}$  である。ただし、拠出—給付分岐点  $\bar{X}$  は  $G$  と  $t$  の値に依存して内生的に定まる。すなわち、 $Y = (1-t)X + G$ 、ただし、 $Y$  は移転後の事後所得、 $X$  は移転前の事前所得、 $0 \leq t \leq 1$ 、 $0 \leq G$ 。

このとき、拠出—給付の分岐点は、 $\bar{X} = G/t$  となる。NITの基本構造の詳細については後藤(2006b)3節参照のこと。なお、NITとベーシックインカムとの関係については、事後給付か事前給付かなどの違いが指摘されたが、拠出—給付の双方を含めた財政的構造に関しては、同一であることをヴァン・パレースも認めている。Van Parijs (2006)参照のこと。

<sup>11</sup> ロールズ格差原理および均等分配原理(equal benefit principle, ベーシックインカム構想と近い)が就労インセンティブに及ぼす影響に関する理論的研究としては、後藤(1994)参照のこと。

だろう<sup>12</sup>。なぜなら、より低い課税率のもとでは、就労を余暇に振り換えようという代替効果があらわれにくい一方で、より低い給付水準のもとでは余暇財の消費を増加させようという所得効果があらわれにくいからである。たとえば、次のような3つの特徴をもつアメリカの稼得所得税控除(EITC)制度は、まさにこの見地から推奨される制度である<sup>13</sup>。①就労していることを支給要件とする、したがって、稼得所得がゼロのときの最低保証レベルはゼロである。②一定額よりも低い稼得所得に対しては、マイナスの課税(credit(控除)と呼ばれる)がなされる。③稼得所得が最も低い区間では、より高い率で控除額が増加し、その後、一定区間までフラットな最高控除額が加算され、より高い区間では、より低い率で控除額が減少していく。それに比べると、日本の生活保護制度の給付水準はあきらかに高く、受給者にかかる課税率もあきらかに高い<sup>14</sup>。

このような議論の枠組みは、ヴァン・パレースの「雇用レント(employment rent)」概念が導入されるとしてもさほど変わることがない<sup>15</sup>。ヴァン・パレースによれば、社会的に有用で希少性をもつジョブ(職)は、土地や家屋・金融などの資産と同様に、それ自身がポジティブな価値(彼はそれを「資産としてのレント(jobs as assets)」と呼ぶ)を産む。ジョブを占有することのできた人々は、そのジョブに労働力を投入することを通じて、賃金を得るだけでなく、ジョブそれ自体が産むレントをも取得できることになる。その一方で、ジョブにつけなかった人々は賃金を得る機会を失うだけでなく、レントを得る機会をも失うことになる。ベーシックインカムの実施にあたって、パレースが着目するのは、まずもってこのレント部分である。彼は、ジョブ資産のレントをジョブ占有者に帰属させるのではなく、社会的にプールすること、そしてすべての人々に等しく給付されるベーシックインカムの原資とすべきことを要請する。

この考えに基づくと、就労者の稼得所得に課せられる課税とは、運よくジョブにつくことのできた人の稼得所得から、もともと彼が占有すべきではなかった資産レント部分を取り戻すことと解される。また、彼にかかる純課税(支払った税と受け取った給付との差額)は、彼が返還しなくてはならない雇用レントと彼が受け取ることのできるベーシックインカムとの差額を意味することになる<sup>16</sup>。

このような雇用レントの考えは、就労者に課税することを規範的に正当化する1つの理由として、きわめて興味深い。だが、ここで留意すべきは、雇用レントの概念の導入それ自体は、上記モデルの基本構造を変えるものではない点である。個々人は、就労(ジョブ資

<sup>12</sup>事実、アメリカで提出された負の所得税(NIT)型の提案の多くは、低い給付減少率と低い最低保証レベルに特徴づけられるという(マイルズ, 2003, p.211)。

<sup>13</sup> EITCについては、Moffitt (2003)などを参照のこと。

<sup>14</sup> アメリカの福祉制度と日本の生活保護制度の財政的な構造に関する分析については、後藤(2006b)2, 3節を参照のこと。

<sup>15</sup> Van Parijs (1995), 第4章参照のこと。

<sup>16</sup> 「レントとは、被用者が彼らのジョブから引き出す所得(と他の諸利得)と、労働市場が均衡する場合に彼らが受け取ったであろう(実際より低い)所得との差額である」(Van Parijs, 1995, p.108)。

産の活用)によって得られる事前的な賃金所得から純課税を引いた事後所得、および、就労(ジョブ資産の活用)によって失う余暇を予測したうえで、最大の私的効用をもたらす事後所得と余暇(裏返せば就労時間)の組み合わせを選ぼうとするだろう。そうだとしたら、負の所得税の議論とまったく同様に、きわめて低いベーシックインカム水準が、社会的に推奨される可能性を否定できない。なぜなら、たとえ「実質的自由」の保障を達成するに十分な水準を確保したとしても、それを実現するために必要な就労時間を、人々が自発的に選択する保証はどこにもないからである。

実のところ、このような問題は、ヴァン・パレーズが依拠したロールズの「格差原理(difference principle)」にもあてはまる<sup>17</sup>。「格差原理」の要諦は、所与の制約条件下でもっとも不遇な人々の期待を最大限に高めることを要請するとともに、平等な諸自由の保障と政治的自由の実質的保障の優先性を認める点にあった。政治的自由の実質的保障は、格差原理が社会で採用されるかどうかは人々の承認に委ねられることを意味する。また、平等な諸自由の保障は、たとえ格差原理が採用されたとしても、その実現にあたっては、人々に対する労働(時間)の賦課や強制が禁じられることを意味する。そうだとしたら、格差原理もまた、人々の就労意欲の在りようによっては、もっとも不遇な人々の「実質的自由」を実質的には——所与の制約条件下で最大限に高めてはいるものの、その絶対的な水準において——保障できないおそれがある。

もし、次節のように、ロールズ格差原理を、上記のモデルと同様に、外的視点をもたない内的整合的な装置として定式化する——①モデルの中の個々人の選好を何であれ所与とし、それらを評価するいっさいの視点を理論の外へ排除する、②モデルの中の個々人自身が外的視点から自己の選好を批判的に評価する可能性を排除するという2つの意味において——としたら、このおそれはまさに的中するだろう。

だが、そのように結論づけることは尚早だ。ロールズの議論の背後には、社会のルールとそのルールを実現可能とする自分自身の活動を、正義の感覚とともに、広く相互的な文脈のもとで捉え返そうという、個々人の熟慮的判断への信頼があったと考えられるからである。彼のこの暗黙の前提を明示化することによって、「就労インセンティブ」に関する新たな議論を組み立てられないだろうか。

以下では、このような関心から、ロールズ格差原理の再読を試みたい。

### 3. ロールズ格差原理の経済学的定式化

ヴァン・パレーズは、ロールズ格差原理の解釈にあたって、「もっとも不遇な人々」をあ

---

<sup>17</sup> 「ロールズの位置、とりわけ格差原理は——根源的な自由と公正な機会の均等のもとで——富の分配、権力の授与、自尊をともなう無条件のベーシックインカムを推奨するだろう。それももっとも高い持続可能な水準で」(Van Parijs, p.95)

らわすインデックスにこだわった。もしそれが、所得のみで指標化されるとしたら、「もっとも不遇な人々」とは即、最小所得者を意味することになり、格差原理の要請は、所与の条件下で最小所得者の期待を最大化するところまで所得移転を実行することと解される。それに対して、「もっとも不遇な人々」が所得と余暇の両方で指標化される(たとえば、両者を定義域とする効用概念を用いて)としたら、最小所得であっても余暇を十分にもつ人は、より恵まれた人とみなされ、所得移転を受けられない可能性がある。彼がこだわったのは、後者の可能性を懸念してのことである。

先述したように、ベーシックインカムもまた、人々が私的能力を活用すること——その結果、総基本所得を上回る総生産が実現されること——を制度の存立条件として要請する。ただし、その特徴は、私的能力の活用の有無が、個人に対するベーシックインカムの資格要件とされることはない点にあった。たとえば、十分な私的能力をもつにもかかわらず、その活用を拒み、余暇をフルに享受している個人がいたとしても、それを理由に彼がベーシックインカムの受給を拒否されることがあってはならない。はたして、ロールズ正義論はこのような議論を認めるだろうか。

残念ながら否だ、とヴァン・パレーズはいう。当初、ロールズは、諸権利と諸自由、諸機会、所得と富、自尊の社会的基盤だけを社会的基盤財としていた。だが、リチャード・マスグレイブら経済学者との議論<sup>18</sup>を通じて、彼は余暇を社会的基盤財に追加することを認めてしまった。その結果、カリブ海で日がなサーフィンに興ずるような若者は、もっとも不遇な人々とは同定されないという見解を表明するに至った、と<sup>19</sup>。

だが、そのようなロールズ解釈は、正鵠を得ていない。なぜなら、ロールズは、就労能力(潜在的な稼得能力)をもつ人々に対して、それを理由に課税すること——たとえば人頭税のかたちで——に対して明確に反対しているからである<sup>20</sup>。さらに、彼は、別の箇所では、「格差原理のもっとも単純な形式においては、もっとも不遇な人々は所得と富によって同定される」(Rawls, 1992, p.46, note 19)と注記しているからである。たしかに、パレーズが指摘するように、社会的基盤財のリストに余暇を追加する可能性を彼は認めた。ただし、それは「余暇を基本財に含めるかどうかは、社会的基盤財のより深い理解と余暇をカウントする実行可能な方法に依存する」という留保付きであることを見逃してはならない<sup>21</sup>。また、所得と余暇の相対評価(1単位の余暇の増加は何単位の所得の減少に匹敵するか)に関しては、議論がオープンにされている点に留意する必要があるだろう<sup>22</sup>。

<sup>18</sup> Musgrave (1974).

<sup>19</sup> 以上の議論については、Van Parijs(1995)p.96.なお、このようなロールズ解釈は、意外に根強く、たとえば、ロールズの格差原理は、就労につくことを公的扶助の資格要件とする——ベーシックインカムとは対抗的な政策構想であるはずの——ワークフェア政策を支持するものだ、という誤解をももたらしている。

<sup>20</sup> Rawls (1974b)p.252.

<sup>21</sup> Rawls,(1974b)p.253

<sup>22</sup> これは格差原理を公共政策として具体化する段階で(ロールズのいう「立法」あるいは「実践」のステージ)で、社会に関するより多くの情報をもって決定すべき問題とみなされる

たとえば、成熟した市場をもつ反面、貨幣化可能な資産保有の偏りがはげしく、しかも無料でアクセスできる公共サービスが十分には整備されていないような社会では、所得不足は個人の活動や存在を大きく制約するおそれがある。そのような社会では、個々人が享受する実質的自由の評価にあたって、所得に対する余暇の相対評価を大きく低める<sup>23</sup>ことには妥当性があるだろう。その意味では、ロールズの議論はベーシックインカム論を排除するものではない。

ロールズ格差原理にともなうより深刻な問題は、それを経済学的な枠組みで定式化するとき、ヴァン・パレーズが推奨する規範的観点(就労能力があるにもかかわらず、余暇を十二分に享受している個人であっても給付を拒否されない)を含めて、いかなる規範的観点も形骸化される(その意図を実現できない)おそれがある点である。以下では、この問題を詳しく検討しよう。

経済学者の多くは、社会厚生関数 (social welfare function) の1つとしてロールズ格差原理を定式化した<sup>24</sup>。社会厚生関数とは、個々人の任意の効用関数プロファイルに対して、一定の観点に基づいて、ある「社会的効用関数」を対応させる関数をさす。このもとでは、一定の制約条件下で、社会的効用関数の値(厚生)を最大化するような資源配分プロファイルが、社会的に最適な配分とみなされることになる。たとえば、すべての個人の厚生を同一ウエイトで加算する集計値を社会的厚生とする関数が、「功利主義的社会厚生関数」と呼ばれる。それに対して、もっとも不遇な人々の厚生に全ウエイトを与える関数が「ロールズ的社會厚生関数」と呼ばれる<sup>25</sup>。

経済学者たちの主要な関心は、どの社会厚生関数が規範的に望ましいかではなく、それぞれの社会厚生関数の性能を比較評価することにあつた<sup>26</sup>。すなわち、それぞれの社会厚生関数のもとで、社会厚生関数それ自身を制約条件の1つとしながら、個々人が私的効用の最大化を図るとしたら、はたしてどんな帰結が社会的に実現することになるかを予測することにある。

たとえば、「負の所得税」構想でも仮定されていたように、個人の効用関数が本人の余暇と所得に依存し、その所得が社会厚生関数(負の所得税構想では端的に「税」)に依存して変動するとしたら、個人はその変動のしかたに注目しながら、私的効用が最大化されるように自分の労働量を調整しようとするだろう。このような枠組みは、個々人の労働インセンティブに対する税の影響を考慮しながら、結果的に、社会的に望ましい所得配分を実現するような税制度を構築するという、マーリースらの「最適課税論」にも影響を与えた<sup>27</sup>。

---

(Rawls, (1974)b, p.241).

<sup>23</sup> このことは、1単位の所得の喪失を補って同水準の厚生を保つには、莫大な余暇が必要となると判断することを意味する。

<sup>24</sup> 本節の以下の記述および4節の記述は、後藤((2006e))3節と一部、重複する。

<sup>25</sup> 社会厚生関数については Bergson (1938), Samuelson (1947)Ch.VIIIなど参照のこと。

<sup>26</sup> Samuelson (1947)p.221.

<sup>27</sup> Mirrlees (1971).



この枠組みでロールズ格差原理を分析することの面白みは、「もっとも不遇な人々」の厚生を最大化を図る「ロールズ的厚生関数」のもとで実現される「もっとも不遇な人々の厚生」が、結果的には、人々の効用関数に依存して、きわめて低い値となる可能性を明らかにする点にある(ここではそれを「格差原理のディレンマ」と呼ぼう)。

この分析は、「もっとも不遇な人々」にいわば特権を与える(全ウェイトを与える)格差原理のもとでは、他の階層の人々の不満をつのらせ、彼らから徴収できるはずの租税収入を大きく減少させるだろうという、格差原理に対する根強い批判を裏付けるものとみなされた。

はたして、所得インデックスを採用した場合には、格差原理のディレンマを回避することができるのだろうか。残念ながら、答えは否である。以下では、その理由を後藤(1994)の定式化をもとに明らかにしよう。

後藤(1994)は、「もっとも不遇な人々の期待」を「最小所得」として指標化した。そのうえで、ロールズ格差原理を、最小所得の最大化を目的として、一定のウェイトで常識的正義の準則(common sense precepts of justice)をバランス付ける社会的目標関数(social goal function)として定式化した。

すなわち、典型的な常識的正義の準則として、「貢献に応ずる分配準則」と「必要に応ずる分配準則」をピックアップしたうえで、人々が協同して生産物を産出している生産経済と総生産物を一定の方法——「貢献に応ずる分配準則」と「必要に応ずる分配準則」を一定のウェイトでバランス付ける方法——で人々に配分する仕組みを構成した。

このモデルのもとでは、ロールズ格差原理は、制約条件下で、最小所得を最大化するような2つの準則間のウェイト付けを要請することになる。この制約条件には、人々がともに利用可能な資源、社会環境、生産技術などのほか、協同的な生産活動に従事する個々人の就労貢献(スキル・資質、就労時間)が含まれる。その一方で、個々人は、社会的目標関数それ自体を制約条件の1つとしながら、私的効用の最大化を目的としながら、合理的に自己の就労貢献を決定すると想定される。ただし、個人の効用関数は、伝統的な経済学同様、余暇と所得に依存すると仮定される。このとき、格差原理のもとで実現する「準則間の最適ウェイト」ならびに「最小所得」の値は、個々人の効用関数に依存して決定されることになる<sup>28</sup>。

この定式化の利点は、ロールズ格差原理が、異なる目的や論理をもった個々の制度ではなく、社会の基礎構造を規定する原理であること、すなわち、個々の制度の働き(機能)を尊重しながらも、それらの働き方を統御する原理であることを、明示的にあらわす点にある。それはまた、常識的正義の規準間の最適なウェイトを、理論先験的に決定するのではなく、個々人の効用関数の変化にあわせて調整していくことをも可能とする。総じて、この定式化は、以下の引用に示されたロールズの動的なフレームと整合的だといえるだろう

---

<sup>28</sup>詳細については補論参照のこと。ただし、補論では個々人が他者の行動を予測しながら行動をするというゲーム論的状况を若干考慮したものとなっている。

う。

社会的諸条件が変化したときは通常、(常識的正義の)規準間の適切なバランスも変化する。正義の諸原理を適用し続けるならば、市場の諸力が変化し徐々に社会構造が再構築され、その結果、規準間のウェイトも改められていくだろう。(Rawls, 1971, p.307)

だが、このモデルもまた、実現する最小所得の水準が、本人たちが享受する「実質的自由」に照らして、低すぎる値にとどめられる可能性を避けられない。社会的に配分可能な総生産量は人々の就労量の変化に依存し、人々の就労量の変化は社会的目標を制約条件とする私的効用最大化行動に依存するかぎり、これらの可能性を否定できない。もし、このような結果が、ロールズ格差原理の意図に反するものであるとしたら、定式化の仕方に欠陥があることになる。はたして、その欠陥はどこに求められるべきだろうか。

#### 4. ロールズ格差原理の方法的視座

この問題を考察するにあたって、はじめに注目されるのは、新古典派経済学の内部から起こった批判的考察、とりわけインプリメンテーション理論によるものである<sup>29</sup>。彼らは次のように主張する。社会厚生関数モデルでは、効用関数という個人の私的情報が与件として扱われている。そこでは個々人が自己の私的効用を高めるために、制度や他者の行動を予測しながら、私的情報それ自体を操作する可能性が明示化されていない。社会的厚生関数の最大化という社会的目標を実行するにあたって、情報に関する分権性、あるいは、意思決定に関する分権性を尊重するとしたら、この可能性を無視することはできないはずだ<sup>30</sup>。

この批判は、上述した後藤(1994)の社会的目標関数モデルにもほぼ同様にあてはまる<sup>31</sup>。ロールズ自身もこの批判を一部、共有していることは次の引用から明らかだ。

(このモデルでは)正義原理を受容する問題が上位管理的決定の偶然的結果として解釈されてしまう。……これらの便益を受け取る個々人が相互に関連しあっているとは想定されていない。個々人は、限られた資源を配分すべき非常に多くの方向性を指し示すだけだ。なぜある方向に資源が配分され、他の方向には配分されないのかは、ただ、個々人としての個々人がもつ選好と利益(preferences and interests as individuals as individuals)から説明されることになる。人々同士の道徳的關係(moral relations between

<sup>29</sup> インプリメンテーション理論については多くの文献があるが、その概説書としては、たとえば、Maskin(1985)を参照のこと。

<sup>30</sup> Hurwicz(1986)p.1444などを参照のこと。

<sup>31</sup> ただし、後藤(1994)の3節はこの批判を想定しながら、操作可能性を回避するメカニズムの探求に向かっている。

persons)——共同事業のメンバーであるというような——とは無関係に、また、各人が請求(claims)するつもりでいた事柄とは無関係に、願望(desires)の充足それ自身が価値をもつことになる。社会厚生関数の価値の最大化を目的として、中央からシステムのルールを調整しようとする(理想的な)立法者が配慮するのは、この価値だけである。(Rawls, 1971b, p.216-218)

ロールズの批判が、一定の制約条件のもとで、互いに分離された個々人の効用関数を、何であれ与件とし、その集合的な力がもたらす結果を社会的に最適な厚生とするという、社会厚生関数モデルの構造そのものに向けられていたことは、彼が、別の箇所でも、社会厚生関数を「中央管理者」と呼び、個々人を「積み荷運び人」と呼んでいることから確認される<sup>32</sup>。

だが、ロールズの批判は、「分権化」という言葉に尽くされるものではない点に留意が必要である。彼は、上記の引用の中で、「個々人としての個々人がもつ選好と利益(preferences and interests as individuals as individuals)」を越えて、「人々同士の道徳的関係(moral relations between persons)」や「彼らが請求(claims)するつもりでいた事柄」に注意をうながしているからだ。そして、「便益を受け取る個々人が相互に関連しあ」いながら、正義原理を受容していくプロセスの独自性を示唆しているからだ。

はたして、これらの言明が正確に意味することは何だろうか。「人々同士の道徳的関係(moral relations between persons)」や「彼らが請求(claims)するつもりでいた事柄」に注意を払う主体はだれだろうか。ロールズは、格差原理の遂行に関して、どんなオールドナティブな構想をもっていたのだろうか。

先述したように、ロールズ格差原理の1つの特徴は、「平等な諸自由の保証」の優先性を認める点にあった。彼はまた、格差原理の実現にあたって、個人の善の観念の設定・追求・改定に関する本人の責任性——正義原理の範囲内であるが——を尊重している。

このことは、個人の労働貢献の選択に対する介入、あるいは、効用関数の形成に対する外的な干渉を許さないはずである。たとえ、ある個人が自らの効用関数の表明を操作するおそれをもつとしても、それが本人の善の観念に根ざすものであり、しかも正義原理に反するわけではない——正義原理が最終的に指示する配分方法を遵守する点において——としたら、それを外的なルールを用いて規制することは許されないはずである。

そうだとしたら、結論として、格差原理のディレンマを容認するしかないのだろうか。ここでは、次の3つの引用をもとに、ロールズの真意を探ろう。

合意された諸原理を受容し、尊重することは、正義の公共的概念としてそれらを自覚的に適用すること、そしてわれわれの思考と行動においてその意味を確認することを

---

<sup>32</sup> Rawls (1974b)p.249 など。

意味する。(Rawls, 1974b, p.250)

社会は、市民たちの選好と目的に責任をもたない。少なくとも、それらが安定のために必要な正義の有効な感覚によって容認され、それらの感覚と両立可能である限り。(Rawls, 1974b, p. 251).

公正としての正義では、人々は、彼らが現実にもつプラン、あるいはもつかもしいないプランに同一化される存在ではなく、これらのプランを形成し、採用し、変更すべきときには、そうすることのできる存在とみなされる。……人々は自分自身を、特定の目的複合体に、——それらを追求することはあるとしても——、不可避に拘束されているとはみなさないだろう。(Rawls, 1975, p.283)

どうやら問題を解くかぎは、格差原理を公共政策として具体的に適用するステージ——それは社会の状況に関してより多くの情報が開示されるステージでもある——で、格差原理の実現にコミットする人々自身の認識活動にありそうだ。

ロールズによれば、格差原理の実現にコミットする人々は、①「正義の公共的概念として」格差原理を「自覚的に適用」し、「思考と行動において」格差原理の「意味を確証」し、また、②「正義の有効な感覚」をもとに、自分たちの選好と目的がそれと両立可能であるかどうかを探ろうとする。

ここでロールズが想定する個人は、これまで新古典派経済学が暗黙に仮定してきた、「個々人としての個々人がもつ選好と利益」に同一化している個人、あるいは、「特定の目的複合体」の命令に服して私的情報の操作に走る個人とはあきらかに異なっている。それは、合理的利益とは違った種類の利益を動機としながら、一定の外的視点(倫理的観点)から自分たちの行動を内的に制約する可能性をもった個人である。先の引用にあった「人々同士の道徳的関係(moral relations between persons)」や「彼らが請求(claims)するつもりでいた事柄」に注意を払う主体は、モデルの中の人々自身であると考えられる。

そうだとしたら、一定の社会的目標が、私的利益の最大化を図る個々人の(何であれ)自発的な行動を通じて実現されるという、新古典派経済学に顕著な自己完結的な図式を、格差原理の実現ステージにあてはめることは——制定ステージと同様に——できないことになる。モデルの中の個々人が、その図式を大きく飛び越える可能性があるからだ。

この事実は、格差原理の定式化の方法に大きな転換を迫る。格差原理の動態的変化を規定する社会的諸条件<sup>33</sup>——それは常識的規準間のウェイトの変化を通じて、「もっとも不遇な人々の期待」の水準に変化をもたらす——には、個々人の効用関数(やその操作可能性)そのものではなく、格差原理の「意味」に照らして、一定の倫理的観点から自らの選択や

<sup>33</sup> 「社会的諸条件が変化したときは通常、(常識的正義の)規準間の適切なバランスも変化する」(Rawls, 1971a, p.307).

行動を吟味し、内的に制約しようとする個々人の「思考や行動」様式こそを含める必要性がでてくるからだろう。

以上の考察は、新古典派経済学的な就労インセンティブ理論をもとに給付水準の削減を主張する議論に対抗的な視座を与える。たとえば、後藤(2006a)が論じたように、社会のルールとそのルールを実現する自分自身の活動を、自己の正義の感覚とともに、広く相互的な文脈のもとで捉え返そうという、個人の認識活動を明示的に導入することが可能となるからだ<sup>34</sup>。このような構想は、ロールズ格差原理が「もっとも不遇な人々」の「実質的自由」を保障する原理として、有効に機能することを支えるだろう。

ただし、ロールズ自身は、妥当な給付水準の決め手となるはずの「実質的自由」の内容に関する積極的な議論を展開していない。次節では、潜在能力概念を指標として「実質的自由」を直接、捕捉しようとするセンの議論を検討したい。

## 5. 潜在能力理論の方法的視座

ロールズが、所得を越えて「もっとも不遇な人々」を捉える指標を特定化しようとしなかった理由は、社会政策に対する次のような認識にあった。社会政策の原則は、同様の境遇にある人々を同様に扱い、異なる境遇にある人々を適切な差異のもとで扱うことにある。だが、個々人の利益や善に踏み込んでその原則を貫くことには多くの困難が予想される。また、そもそも所得を用いて何を消費するか、消費を通してどんな利益や善を実現するかは、ひとの価値や目的に関わることがらである。社会政策は、個々人が抱くかもしれない多様な価値や目的に対して、できるだけ開かれたものであることが望ましい。少なくとも成熟した市場社会であれば、ひとは、貨幣のヴェールのもとで、自己の目的や価値、名前をあかすことなく、財やサービスを自由に購入できるだろう。かくして、ロールズ自身は、所得を「もっとも不遇な人々」の近似的指標とするにとどまったのである。

ただし、ロールズの議論は、ある特定の価値や目的が人々に受容されるとしたら、それらを手がかりとして、社会政策が個人の利益や善き生に直接、配慮することに反対する理由をもたない。たとえば、所得や消費水準にはあらわれてこないものの、社会が配慮すべき理由が明らかであるような価値があり、ある人々にその著しい不足が観察されるとしたら、それを社会政策の指標とすることは妥当なはずだ。このような視角から、ロールズの議論を、「実質的自由」の保障に向かって大きく歩を進めたのが、アマルティア・センの潜在能力理論である。彼は、個人の所得や消費、効用などに関する情報を越えて、個人が実現している行いや在りよう(すなわち、諸機能の組み合わせ：functionings)、さらには個人

---

<sup>34</sup> 後藤(2006a)、4節参照のこと。ここで、後藤は、ロールズの「相互性としての正義(justice as reciprocity)」を敷衍させた「公共的相互性」の概念を提出した。正義の概念との関係については、後藤(2006d)参照のこと。

が達成可能な諸機能の組み合わせの集まり(すなわち、潜在能力：capability)に着目すること、しかもそれらを基数的かつ個人間比較可能な指標とすることで、個々人のおかれている境遇(advantage)を客観的にとらえる方法を提示した<sup>35</sup>。

ひとの行いや在りように注目する潜在能力理論には、ロールズが懸念するように、個人の私的領域や個人的情報への社会的介入を招く危険がともなう。また、特定の行いや在りように注目することを通じて、特定の価値や目的に特権的な位置を与えるおそれもある。これらはまさに、新古典派経済学が、方法的に回避しようとした問題であり、基数的かつ個人間比較可能な選好に基づくモデルから、序数的かつ個人間比較不可能な選好に基づくモデルへと、経済学の枠組みを大きく転換させる契機となった問題である。

たしかに、潜在能力理論を適用する際には、これらの問題に常に留意する必要がある。ただし、次の点は確認されてよいだろう。潜在能力理論が注目するひとの行いや在りようは、ある人々にその不足が認められたとしたら、放置しておくことは許されないようなもの、社会的責任で——つまりは拠出が可能な広範囲な人々から給付が必要な広範囲の人々への移転をともなつて——その不足を補うことが要請されるようなものである。

このことは、たとえ潜在能力理論が適用されたとしても、社会的には関与されない個人の領域が留保されることを意味するとともに、なぜ、ある行いや在りようが特権的に着目され、なぜ、他の行いや在りようが着目されないのか、その理由と意味が常に公共的な精査にさらされる——したがって、理論を隠れ蓑として特権性が無批判に保持されることを困難にする——ことを意味する<sup>36</sup>。

このように、予想される難点を引き受けながら「実質的自由」を直接捉える視点を打ち出した潜在能力理論が、新古典派経済学の枠組みを大きく越えるものであることはまちがいない。だが、潜在能力理論の革命性はこの点にとどまらない。その革命性は、さらに、「実質的自由」の保障を、実質的に可能とする人々自身の判断を内生的に分析する枠組みをもった点に見られる。

この点を説明する前に、センの潜在能力概念とヴァン・パレースの「実質的自由」の概念との異同について若干、コメントしておこう。

ヴァン・パレースの「実質的自由」は「本人がそう生きたいと思うように生きられること(to live as one might like to live)」と定義される<sup>37</sup>。それに対して、センの自由は「本人が価値をおく理由のある生を生きられること(to live the kind of lives they have reason to value)」と定義される<sup>38</sup>。両者は、本人が選ぶことを妨げられないだけでなく、実際に選ぶことができること、そのための条件を備えていることに着目する点で共通する。

両者の相違は、センが「理由」に着目するのに対し、パレー스가そうではない点にあら

<sup>35</sup> ただし、潜在能力を比較評価する社会的判断は、完備性を満たす必要はない点をセンは強調する。社会政策に必要十分であればよい。Sen (1985)他参照のこと。

<sup>36</sup> Sen() (1999)p.274 など参照のこと。

<sup>37</sup> Van Parijs(1995)参照のこと。

<sup>38</sup> Sen (1999)p.10 参照のこと。

われる。センは、自己にも他者にもその理由をつまびらかにしながら、ある生を価値あるものとして選び取っていく個人の主体的な営み、ならびに、(たとえ自分自身はそのような選択をなそうとはしないとしても)他者がなぜそのような選択をなすのか、その理由を互いに理解しあう公共的推論(public reasoning)に着目する<sup>39</sup>。

この相違は、「実質的自由」を評価する方法の違いとしてあらわれる。ヴァン・パレースの理論では、個々人の実質的自由は、まずもって所得という外的資源の賦与状態で捕捉される。ただし、個人間の内的賦与の差異が激しく、他のすべての個人の状態(外的資源と内的賦与の全体)よりも好ましくない状態だと皆に思われるような個人が存在する場合には、——誰かがそうは思わなくなるようになるまで——その個人に対して補償的な給付がなされることになる。これは、もともとブルース・アッカーマンによって提唱された「優越なき多様性(undominated diversity)」と呼ばれる分配基準であり、その基本的発想は、他者の状態を羨む個人がいなくなるまで補償的な給付がなされることを要求する「無羨望」基準に近い<sup>40</sup>。両者はともに、個々人の享受する「実質的自由」の評価——補償が必要であるか否か、どの程度必要であるか——の判断を、個々人がそれぞれ現に有している序数的な選好(preference)に委ねるからである。

境遇の客観性に着目するセンの潜在能力理論においても、人々自身による判断は重要な役割をはたす。はたして、どのような諸機能を潜在能力のリストに含めるか、異なる種類の機能間の相対評価をどうつけるか、互いに包含関係にはない潜在能力同士をどう順序づけるかなど問題は、理論先験的に決定されるのではなく、当該社会を構成する人々自身の判断に基づいて決定される、と構想されているからである<sup>41</sup>。

個人の潜在能力を実現する「資源」と「資源の利用能力」概念についても同様である。たとえば、「資源」には、所得や資産、余暇など個人に所属する資源のほか、市場の成熟度、無料でアクセス可能な天然資源や公共的な財・サービス、人との関係性や私的能力を活用する場(市場以外の地域や近隣、ローカルな関係性に根ざすもの)などが含まれる。また、「資源の利用能力」には、生産や消費に関する能力のほか、熟慮的な判断の基礎となる能力(合理性や理性、共感、正義の感覚など)や習慣、他者の介助などが含まれる。だが、実際に、各々の要素をどう特定化し、複数の要素間の関係をどのようにつけるかは、当該社会を構成する人々自身の判断に基づいて決定されることになる。

ここで、留意すべきは次の点である。ここで想定されている人々自身の判断とは、個々人が現に有している選好、あるいは、自己の状態のみに関心事とする評価を即、意味するものではない。それはまた、人々が経験的にもつ常識(common sense)や標準(standard)的思考様式に還元されるものでもない。むしろ、それは、自他の状態や評価、将来世代の状態や評価などを広く配慮したうえで人々が抱く共感や反省的评价、それらをもとに形成され

<sup>39</sup> Sen (1999)pp.78-79 参照のこと。

<sup>40</sup> Van Parijs(1995)3 章参照のこと。

<sup>41</sup> Sen (1985)pp.2-4 参照のこと。

る公共的推論に根ざすものである。センの潜在能力アプローチに、公共的討議を通じた社会的判断の形成といった民主主義の問題が不可避的に関わってくるのは、このような理由による。背後には、次のような、個人の選好の多層性に注目するセンの社会的選択理論の視座があることを見逃してはならないだろう<sup>42</sup>。

所与の潜在能力のもとで、個人は、自己の保有する資源や自己の資源利用能力のもたらす制約を考慮しながら、「本人が価値をおく理由」に基づいて、諸機能間の相対評価を行い、資源や利用能力の振り分け方を選択しようとする。たとえば、自分は幸い健康で、在宅のデスクワークなので衣食は少量で足りる(したがって所得は少なめでよい)ものの、自由な発想を得るために十分な余暇時間の確保を重んずるといった具合に。だが、このような判断を、そのみを社会政策の基礎としようとはしないだろう。同じ社会には、あり余る余暇時間を持ちながら、医療や育児に特別な需要をもち消費不足に悩む人々が存在するかもしれないからである。

「本人が価値をおく理由」は、社会的にも尊重されなくてはならない。また、資源の変換能力に関する本人の個別性は、必要に応じた社会政策をつくる際の重要な情動的基礎ともなる。ただし、社会政策に対する個々人の判断は、自分(たち)の理由や個別性だけに配慮したものであるとは限らない。個々人は、自分(たち)の理由や個別性を社会的情報の1つとして提供しつつ、同時に、他の人たちの理由や個別性に広く配慮しながら、社会政策に関する判断を形成していくことができる。このように互いの理由や個別性を配慮しあう社会的判断の形成プロセスを内生的に扱おうとする点に、センの潜在能力理論のもう1つの革命性がある<sup>43</sup>。

## 6. 結びに代えて

本稿の出発点は、ヴァン・パレースのベーシックインカム構想の革新性を認める一方で、それが新古典派経済学の枠組みで定式化されるとしたら、その革新性が形骸化してしまうのではないか、という危惧にあった。

その根本的な理由を、本稿は、内的整合性に留意する一方で、次の2つの意味で外的(倫理的)視点を排除した、経済学の自己完結的モデル・ビルディングに見出した。すなわち、①モデルの中の個々人の選好を何であれ所与とし、個々人の選好を外的に評価する視点を理論枠組みから排除する。②モデルの中の個々人が外的(倫理的)視点を受容しつつ自己の行動を内的に制約する可能性を内生的に分析する装置をもたない。

<sup>42</sup> これらの点は、社会的選択理論に関するセンの独創的な仕事にもつながっていく。本稿が、センの構想を潜在能力「理論」と呼ぶのは、それが単なる「アプローチ」を越えて、社会的選択理論と密接に結びついて、独自の理論を構成しているからである。

<sup>43</sup> 近代経済学におけるセンの革命性に関する包括的記述については、後藤(2006c)参照のこと。



このモデルの典型は、いうまでもなく競争市場メカニズムである。だが、一定の社会的目標の最大化という外的視点を導入したはずの社会厚生関数あるいは社会目標関数においても事情は変わらない。社会的目標を制約条件の1つとしながら自己利益を最大化する個々人の行動とその背後にある選好判断を(何であれ)所与とする限り、実現された結果が社会的目標の真意に反する可能性を回避できない。たとえば、最大化されたはずの社会的目標がきわめて低い達成値にとどまる可能性を回避できない。しかも、そもそもそれがきわめて低い達成値にすぎないかどうかを判断する視点をもちえない。

本稿は、この問題を、ベーシックインカム構想の理論的基礎ともなった「ロールズ格差原理」の分析を通して検討した。ロールズ格差原理は、社会の中で「もっとも不遇な人々」に焦点をあて、彼らの期待を可能な限り高めることによって、すべての人々の期待を高めようという意図をもつ。ただし、「可能な限り」とは、社会的諸条件の制約が許す限り、という意味であり、その「社会的諸条件」には、人々自身の判断(自らの選好や行為に関する)が含まれる。この人々の判断形成プロセスに関して、ロールズのおいた重要な、格差原理にも優先する原理は、平等な諸自由の保証・政治的自由の実質的保障であった。

この「ただし」以下の記述は、ロールズの議論を経済学的モデルに大きく接近させる。だが、両者を分かち決定的な違いもまた、そこにある。ロールズは、人々自身が外的視点(倫理的視点)を導入する可能性を明示的に想定していた。平等な諸自由の保証・政治的自由の実質的保障のもとで、自らロールズ格差原理の真意を解釈し、その実現に向けて自らの判断と行動を内的に制約する可能性を想定していた。

このようなロールズの特徴は、センにも共有されている。自ら経済学者でもあるセンは、おそらくロールズ以上に、新古典派経済学の到達点と限界を周知したうえで、あえて「実質的自由」を基数的かつ個人間比較可能な指標で捉える枠組み(潜在能力理論)を提出した。彼もまた、平等な諸自由(彼の言葉では、「行為主体的自由(agency freedom)」の保証と政治的自由(彼の枠組みでは社会的選択プロセスに参加する自由)の実質的保障の観点を放棄していない<sup>44</sup>。これらの自由のもとに、センは、「実質的自由」の保障を実現する人々自身の営み、社会的判断が形成されるプロセスを内生的に扱う理論を構築しようとした。

新古典派経済学が外的視点を排除しようとしてきた理由はきわめて明解である。ものごとの決定プロセスに、「外的視点」の名を借りて、恣意的な権力が入り込むおそれがあることを懸念したからだ。新古典派経済学が重視する「分権化(decentralization)」という語には、社会構成員個々人がもつ視点を超えて、いかなる超越的な視点をも借定しないという意味が含まれている<sup>45</sup>。

ここで問題は、外的視点を排除することが、同時に、分析者自身ももつ問題解決の視点

<sup>44</sup> Sen (1985c)p.670, note 2, 後藤((2002))pp.6-16 参照のこと。

<sup>45</sup> ( )Hurwicz (1960)など参照のこと。ルール of the 制定ステージで、個々人の判断が一定の外的視点を受容する可能性については、社会的選択理論で扱われてきた。ここでの関心は一定のルールのもとで行為する個々人の選好に向けられる。

を棄て去ること、あるいはまた、モデルの中の人々自身がつまみつかかもしれない問題解決の視点を完全に相対化することを意味しがちであった点にある。このことの問題性は、分析者自身がつまみつか問題解決の視점에立脚しながら、どのような場合であれば、ある問題解決の方法が実現可能となるか、という観点から分析を進める道をとざしてしまうことにある。

たとえば、社会厚生関数モデルが指摘する「格差原理のディレンマ」について考えよう。それが発生する可能性は理論的に否定できないばかりでなく、実践的に否定することも困難である。先の例にあげた格差原理に不満をもつ人々のような行動を多くの人をとるかもしれない、というおそれが人々自身の行動の制約条件となって、そのような行動を多くの人々が実際にとるようになったとしたら、格差原理のもとで実現する最小所得は、実際に、きわめて貧弱なものになる可能性があるからだ。

だが、たとえばいま、次のような社会的情報が人々に共有されたと仮定するとしよう。自分たちの住む社会は、高齢者や障害者が必要とするかもしれないさまざまな財やサービスに照らして、労働供給量が過剰だとはいえない社会だ。しかも、その一方で、職をめぐる現実依然として厳しい。働いても一向に豊かな暮らしにつながらない人々、働こうにも働くことのできない人々が数多く存在している。このような情報を得たとしたら、人々は、格差原理を実現するステージで、自らの選好や行動にどんな制約をつけるだろうか。

もちろん、分析者自身がつまみつか問題解決の視점에立脚しながら、問題を分析しようとしたら、分析者の視点が分析それ自体に投影されることをまぬがれないだろう。だが、自らの視点を明示化しつつ、問題解決の具体的な方法を、少なくとも1つの重要なオプションとして提示する経済学があってもよいのではないだろうか。

外的視点を排除しようとする新古典派経済学のスタンスが、方法的なスタンスにとどまらず、いつのまにか実体的な価値を帯び(外的視点を排除することは望ましい)、市場とは異なる目的をもって登場したはずの社会政策が、結局のところ、自己完結モデルの典型である市場メカニズムの論理を限りなく受け入れてしまうという愚かさに対抗するためにも。

## 補論

### 【社会的目標関数アプローチに基づくロールズ格差原理の定式化】

$n$ 人( $2 \leq n < +\infty$ )の個人からなる社会を考える。人々は、社会で共通の生産設備に各人のスキルと労働時間を投入し、1種類の生産物を協同生産する一方で、資源に対して異なる必要(個人的特性に応じて異なる) $n_i$ をもつとする。いま、協同生産に対する各人の貢献 $x_i$ をスキル $s_i$ と労働時間 $l_i$ の積とする。また、協同生産関数を $Y = f(\sum x_i)$ としよう。ただし、 $f$ は原点を通る微分可能な凹関数、つまり、 $f(0) = 0$ 、 $f'(\sum x_i) > 0$ 、 $f''(\sum x_i) \leq 0$ とする。また、協同生産関数に対応する効率的な(限界協同生産性 $f'(\sum x_i)$ と等しい)共通賃金率

を  $\omega$  とする ( $\omega = f'(\Sigma x_i)$ ). さらに, 各人の賃金所得は, 共通賃金率  $\omega$  と各人の貢献との積,  $\omega x_i$  で定まるとする. このとき, 生産関数が収穫逓減の性質をもつことから, 社会は, 余剰として  $\pi (= f(\Sigma x_i) - \Sigma \omega x_i)$  を得る.

この余剰を, 各人に公正に分配する方法として, ロールズ格差原理を適用しよう. その準備作業として, はじめに, 貢献準則と必要準則という2つの異なる常識的な正義準則をウェイト係数  $a \in [0,1]$  によってバランスづける式を考える. ただし, 貢献準則とは, 社会全体の総労働時間に対する各人の労働投入に応じて分配する方法 ( $\frac{x_i}{\Sigma x_i}$ ) であり, 必要準則とは, 社会全体の総必要量に対する各人の必要に応じて分配する方法 ( $\frac{n_i}{\Sigma n_i}$ ) である. いま, 分配後に各人が取得する所得の合計を  $y_i$  とすると, この式は次のように表される.

$$y_i = \omega x_i + \left\{ (1-a) \frac{x_i}{\Sigma x_i} + a \frac{n_i}{\Sigma n_i} \right\} \pi$$

ここで,  $\Sigma y_i = f(\Sigma x_i)$  が成立するので, この式は, 実行可能性をみたすこと, また,  $\omega = f'(\Sigma x_i)$  であることから, 利潤最大化条件 ( $\max f(\Sigma x_i) - \Sigma \omega x_i$ ) をみたすことをはじめに確認しておこう. さらに,  $a=0$  であれば, 「比例性貢献原理」と一致すること, さらに, 各人の必要をすべての個人間で同一 ( $\frac{n_i}{\Sigma n_i} = \frac{1}{n}$ ) と仮定した上で,  $a=1$  であれば, 「均等分配原理」(各人の賃金所得にレントを均等分配して加算する方法, Van Parijs の基本所得案) と一致することを付記しておこう.

さて, この式のもとで, ロールズ格差原理は, 貢献準則と必要準則という2つの正義準則を一定のウェイトでバランス付けることにより, 個々人の任意の労働プロファイル  $x \equiv (x_1, x_2, \dots, x_n) \in X$  に対して, ある労働と分配分のペアのプロファイル  $((x_1, y_1), (x_2, y_2), \dots, (x_n, y_n)) \in X \times Y$  を対応させる分配原理  $F: X \rightarrow X \times Y$  として定義される. ただし, そのウェイトは, もっとも不遇な人々の所得分配を最大化するという社会的目標のもとで, 定められる. すなわち,

定義: いま, ある労働プロファイル  $x$  とウェイト  $a$  のもとで定まる個人  $i \in N$  の所得を  $y_i(x, a)$  で表し,  $i = 1, \dots, n$  を変動させた結果, 得られる所得の最小値を ( $\min_{1 \leq i \leq n} y_i(x, a)$ )

とすると, ロールズ格差原理は以下の社会的目標をみたす分配原理  $F: X \Rightarrow X \times Y$  として定義される.

$Max \min_a y_i(x, a)$ , ただし,

$$y_i = \omega x_i + \left\{ (1-a) \frac{x_i}{\sum x_j} + a \frac{n_i}{\sum n_j} \right\} \pi \quad (1)$$

ここで問題は、各人の貢献量の決定方法である。いま、個々人は、分配原理ならびに他者の貢献プロファイルを所与としながら、余暇と所得に依存する自己の効用の最大化を目的として自己の貢献量を決めるとしよう。しかも、他者もまたそのような行動様式をとることを、個々人は互いに認知しているとしよう。このような状況は、 $N=\{1, \dots, n\}$ をプレーヤーとし、各人のとりうる貢献量の範囲を各人の戦略集合とする( $S_i = \{x_i \mid x_i \in [0, 1]\}$ ),  $i=1, \dots, n$ )非協力ゲームとして記述される。このとき、ナッシュ均衡として実現する人々の貢献プロファイルは次のように求められる。

いま、個人の効用関数を  $u_i: [0, 1] \times \mathfrak{R}_+ \rightarrow \mathfrak{R}$  で表そう。ただし、 $u_i$  は、連続、強単調性、準凹性をみたし、連続的に微分可能であるとする。また、労働貢献以外で各人が留保する余暇(正確には、余暇時間のスキル評価)を  $r_i (= 1 - x_i)$  とする。このとき、分配原理と他者の貢献量を与件としたうえで、個人の効用を最大化する問題は次のように定式される。

$Max u_i(r_i, y_i)$

$$\text{subject to } y_i = \omega x_i + \left\{ (1-a) \frac{x_i}{\sum x_j} + a \frac{n_i}{\sum n_j} \right\} \pi \quad (2)$$

一階の条件は、

$$\frac{\partial u_i(1 - x_i, y_i(x_i, x_{-i}, a))}{\partial x_i} = 0 \quad (3)$$

である。これを展開すると下記が得られる。

$$-\frac{\partial u_i}{\partial x_i} + \frac{\partial u_i}{\partial y_i} \cdot \frac{\partial y_i(x_i, x_{-i}, a)}{\partial x_i} = 0$$

ただし、

$$y_i(x_i, x_{-i}, a) = \omega x_i + \left\{ (1-a) \frac{x_i}{\sum x_j} + a \frac{n_i}{\sum n_j} \right\} \pi$$

いま、個人  $i \in N$  を除く人々の貢献プロファイルを  $x_{-i}$  で表すと、(3)より個人  $i \in N$  の反